

(分野D 支援(サービス)体系)

＜項目D-1 支援(サービス)体系のあり方について＞

論点 D-1-1) これまで支援の狭間にいた人たち(例えば発達障害、高次脳機能障害、難病、軽度知的障害など)に必要な福祉サービスとはどのようなものであるか？

○結論

障害者の範囲を包括規定にすることにより、支援の狭間の障害者の福祉制度利用を可能にすべきである。また、高次脳機能障害者の記憶訓練・認知リハビリテーション・デイケアなど、狭間にいた人たちに新たに必要な事業を整備するべきである。

各障害者に必要な福祉サービス(社会資源)を整備する道筋をつくれるよう検討する必要がある。

ろう重複障害者など、重複障害者についても、単に障害の組み合わせではなく、重複することで特別なニーズを持つことを十分に配慮する必要がある。

○理由

論点 D-1-2) 現行の介護給付、訓練等給付と地域生活支援事業という区分についてどう考えるか？総合福祉法での支援体系のあり方についてどう考えるか？障害者の生活構造やニーズに基づいた支援体系はどうあるべきと考えるか？

○結論

まず、障害程度区分によって利用できるサービスを制限する仕組みを廃止すべきである。

就労か介護かの2分割による体系ではなく、就労も介護も視点に納めた支援体系を確立すべきである。個々の生活構造や環境、課題等を踏まえて必要な福祉サービスが効率的かつ迅速に利用できるよう、相談支援事業の充実と位置づけの強化が必要である。

聴覚障害者(ろう重複障害者)の相談・対応ができる社会資源が少ない中で、「聴覚障害者情報提供施設」に福祉の専門家等を配置して相談機能を強化することが必要であり、そのための財政的な支援を国・都道府県が責任をもって行なう体制を作るべきである。

ろう重複障害者の情報保障などは、「市町村地域生活支援事業」によるコミュニケーション支援の補填という考え方ではなく、手話通訳者の雇用配置の方法で懇切丁寧なコミュニケーション支援を可能ならしめること。

○理由

論点 D-1-3) 現行の訓練等給付についてどう考えるか？労働分野での見直しとの関係で、就労移行支援、就労継続支援等のあり方をどう考えるか？また、自立訓練（機能訓練・生活訓練）のあり方についてどう考えるか？

○結論

就労支援サービスを「企業就労」、「保護雇用」、「活動支援センター」などの3類型とし、それぞれの相互乗り入れを自由にすること。そのうえで、企業就労におけるコミュニケーション支援の充実を図ることが望ましい。

「福祉」と「労働」の制度間のばらつきについて、検証・整合性を図るべきである。そのため、「福祉的就労」の定義を明らかにし、その在り方について、労働法規の適用の有無、工賃（賃金）の額、賃金補填等の所得保障をめざした「最低賃金減額特例措置」等について検討すべきである。利用料制度は廃止すべきである。

就労移行支援事業の利用期間について柔軟な運用を検討すること。就労継続支援B型は、就労移行支援または就労継続支援A型の利用後でないと利用できない仕組みを改善すること。

○理由

論点 D-1-4) 生活介護、療養介護も含めた日中活動系支援体系の在り方をどうするか？

○結論

生活介護、療養介護にも生産活動のニーズに対応し提供できる体制を確保すること
土・日祝日についても、平日の生活介護・療養介護同等の支援体制が確保できるよう、支援体系を見直し、必要な職員配置数を定め、人員配置が可能な報酬の大幅増をおこなう。

○理由

重度化・高齢化が進む中で、日中の支援（活動）内容は、平日のみならず土・日祝日も同様の支援をおこなっている。にも関わらず、平日の3分の1程度の職員で支援をせざるを得ない実態がある。

論点 D-1-5) 地域生活支援事業の意義と問題点についてどう考えるか？地域生活支援事業の仕組みになじむものと、なじまないものについてどう考えるか？

○結論

柔軟なサービス提供を可能とすることを意図したものが地域生活支援事業とするならば障害福祉サービスそのものを柔軟な形で行えるように変えれば良い。地域活動支援センターを活用して、聴覚障害者の生活支援を行う事業が聴覚障害者団体や法人の努力で広がってきている。地域生活支援事業もこれらのような創意工夫ができる仕組みを残し、障害福祉サービスに統合し、すべてを義務的事業とすれば、報酬基準、予算による利用制限などの問題が解消される。

また、聴覚障害者は市町村に分けると数が少なく、かつ都道府県単位で広く行動するなど、市町村単位ではニーズに応えきれない。都道府県単位の広域を単位とする事業の展開

が必要である。

○理由

論点 D-1-6) 現行のコミュニケーション支援事業についてどう考えるか？推進会議・第一次意見書では、「手話や要約筆記、指点字等を含めた多様な言語の選択、コミュニケーションの手段の保障の重要性・必要性」が指摘された。これらを踏まえて、聴覚障害者や盲ろう者、視覚障害者、さらに、知的障害者、重度肢体不自由者を含めた今後のあり方をどう考えるか？

○結論

コミュニケーション支援は社会参加の基本的権利であり、市町村で格差が生じないよう義務的経費とすべきである。

コミュニケーション支援を必要としているのは聴覚障害者だけでなく、健聴者も必要としている。聴覚障害者だけが負担することはなじまない。利用者無料と明記すべきである。

コミュニケーション支援の人材確保が進まないのは労働条件等が非常に劣悪なためである。市町村窓口にろう重複障害者等にも対応・支援できるよう、専門性の高い手話通訳者を雇用配置し、都道府県に設置の「聴覚障害者情報提供施設」に配置される手話通訳者、福祉専門職と連携する体制を構築すること。

また、現状では個人が対象になっていて集団に対する情報・コミュニケーション支援の仕組みがないので、集団に対する支援・保障する仕組みを整備する必要がある。

情報保障・コミュニケーション支援について、多くの課題を根本的に改善していくためには、情報保障・コミュニケーション支援の目的、定義、対象者、範囲、権利行使等のため情報・コミュニケーションに関する基本法の制定が必要である。

○理由

論点 D-1-7) 現行の補装具・日常生活用具についてどう考えるか？今後のあり方についてどう考えるか？

○結論

補装具は障害を補てんするものであり、本人負担はなじまない。自己負担金は全廃すべきである。補聴器の給付対象の認定基準は世界保健機構で定められている 30 デシベル以上を基準に支給をおこなうべきである。

火災警報器や、災害等の情報などの受信を容易にする、振動と光による携帯情報受信装置を日常生活用具に加え、かつ、障害のない家族と同居しているときの支給制限をなくすること。

○理由

論点 D-1-8) 現行の自立支援医療についてどう考えるか？基本合意において、「当面の重点な課題」とされている利用者負担の措置に加えて、どのような課題があると考えるか？

○結論

自立支援医療の定率負担は廃止すべきである。

○理由

＜項目 D-2 生活実態に即した介助支援（サービス）等＞

論点 D-2-1) 推進会議では、シームレスなサービスの確保の必要性が指摘された。また、障害者権利条約では「パーソナル・アシスタンス・サービス」を含む支援サービスも提起されている。これらをふまえ、地域支援サービスのあり方についてどう考えるか？

○結論

地域支援サービスは、本人が望み、選択し決定できるサービスでなければならない。「パーソナル・アシスタント・サービス」については、人材の確保、負担、コーディネート体制など慎重に検討する必要がある。

聴覚障害者の地域生活には、コミュニケーションや情報の日常的な支援が欠かせない。制度としての手話通訳や要約筆記支援だけでなく、地域資源としての手話のできる住民の拡大が大切である。地域に手話サークルと要約筆記サークルが活動しており、登録手話通訳者が一定数いる。これらの更なる量的な拡大と活動支援、地域を単位としてこれらを効果的に活用するためのネットワーク化、コーディネート機能の整備も必要である。

○理由

論点 D-2-2) 現在のホームヘルプ、ガイドヘルプの仕組みについては、何らかの変更が必要か？また、ガイドヘルプに関しての個別給付化は必要か？

○結論

ケアホームの入居者が利用できるよう、ガイドヘルプの要件の緩和が必要である。

触法行為のある入居者の外出支援、通院時の同行等も利用の対象とすること。行動援護の利用要件の緩和、対象者を拡大すること。ケアホーム入居者の重度・高齢化、医療的支援の必要性が進むなかで、個別に対応できるホームヘルプの利用要件の緩和をおこなうこと。ヘルパー利用した場合も運営費（代理受領している報酬）としての報酬の減額を行わないこと。自動車運転での介護を認めるべきである。また、利用者が望むコミュニケーション手段が提供できる体制が必要。

○理由

論点 D-2-3) 障害特性ゆえに必要とされる見守りや安心確保の相談といった身体介護・家事

援助ではない人的サポートの位置づけをどうするべきか？

○結論

見守り待機(ケア)を必要に応じて支給決定する。また、ろう重複障害者(聴覚障害者)の場合、相談支援・対応についても支給決定する必要がある。

聴覚障害者の地域生活には、手話サークルと要約筆記サークルが活動しており、登録手話通訳者も一定数いる。これらを人材サポートとして活用できるよう、更なる量的な拡大と活動支援、地域を単位としてこれらを効果的に活用するためのネットワーク化、コーディネート機能の整備も必要である。

○理由

論点 D-2-4) 医療的ケアが必要な障害者の地域でのサポート体制を確立するためにはどういう課題があるか？ また、地域生活を継続しながら必要に応じて利用できるショートスティ等の機能を望む声があるが、確保していくためにどのような課題があるか？

○結論

医療的ケアを必要とする障害者および障害者ショートスティ施設の増床が必要。増床のための工事費および安定した運営のための助成が必要。

ショートスティを実施する施設・事業所には、24 時間体制で看護師が配置できるよう予算措置を講ずる必要がある。

障害者の緊急時の治療・入院が受けとめられる医療機関との連携が必要。当面、市民病院等を中心に緊急時に利用できるよう行政が責任を持って調整を図る。

○理由

現在の入所施設(施設入所支援事業所)で、24 時間体制で看護師を配置している施設はほとんどない。自覚症状が訴えられない単発利用の重度障害者を看護師不在の状況で受けとめるのは、不安とリスクが高すぎる。

重度障害者の入院受入拒否、入院受入に当たっての付添条件の病院からの提示等が実態としてある。ショート利用者が入院した場合の付添は、施設職員か家族になることが多い。「ショートを利用しているということは、家族支援が困難だから」を考えると、施設が付き添うとなると体制上困難。

<項目 D-3 社会参加支援(サービス)>

論点 D-3-1) 障害者の社会参加の点から就労・就学に際しての介護、通勤・通学の介護が大きな課題との指摘があるが、総合福祉法のサービスでどこまでカバーすると考えるか、その際、労働行政や教育行政との役割分担や財源をどう考えるか？

○結論

通勤・通学の移動介助を制度的に保障するとともに、ヘルパーの私用車での外出支援を認めること。利用者によって 2 人体制での支援を認めること(現行でも可能だが、市町村によって制限あり)。社会参加のための行動援護サービスの利用要件の緩和、支援体制の強

化、報酬の引き上げ等をおこなう必要がある。

聴覚障害者の就労に際しては、コミュニケーション専門技術をもったジョブコーチの継続的な派遣等が必要である。また、職場内での日常的なコミュニケーション環境の整備、必要に事業所外部からコミュニケーション支援を受けること、それを支える予算的な措置など、基本的には、労働行政において予算措置を含めた対応が望まれる。

○理由

論点 D-3-2) 居場所機能など広く仲間との交流や文化芸術活動などについてどう考え、確保していくための体系はどう考えるか？

○結論

聴覚障害者は手話等で自由に話し合える、様々なろうコミュニティの場が必要である。聴覚障害当事者団体の活動支援、地域の手話サークル・要約筆記サークル等の活動支援、ろう重複障害者が日々集い、手話等で自由に話し楽しく過ごせる「集いの場」作りへの支援が必要である。

○理由

<項目 D-4 就労>

論点 D-4-1) 「福祉から雇用へ」の移行はどこまで進んだのか？これまでの就労政策の問題点をどう考えるのか？

○結論

福祉か雇用かの2分割による体系はなじまない。就労も介護も視点に納めた支援体系確立する必要がある。

○理由

論点 D-4-2) 福祉的就労のとらえ直しを含む、これからの就労の制度設計をどう考えるのか？

○結論

福祉的就労については、福祉分野と雇用分野にまたがった大きな課題である。所得保障、賃金補填の問題も含め論議する必要がある。重度障害者における労働保障について、「福祉的就労」の視点は不可欠である。

○理由

論点 D-4-3) 既存の労働行政における取り組みとあわせて、福祉と労働にまたがるような法

制度については、どこで議論していくべきか？

○結論

総合福祉部会内に労働についての議論ができる場を設けるべきである。

○理由

＜項目 D-5 地域での住まいの確保・居住サポートについて＞

論点 D-5-1) これまで地域移行の障壁になってきた住宅問題を解決するために、具体的にどのような方策が考えられるか？

○結論

量的整備について、目標を設定し着実にすすめる必要がある。既存の建物を改修しての利用は不可能に近い。法人・事業所が新築する必要がある。身体障害者の利用を想定した、バリアフリー化や居住面積等を含めた質的な整備を行なう必要がある。

○理由

論点 D-5-2) 地域での住まいの確保の方策として公営住宅への優先枠を広げる方向で考えるべきか？

○結論

積極的に進めるべきである。また、可能な限り階下(1階)への入居を可能とし、上階になる場合は、エレベーターの設置等をおこなう。集合住宅の場合、複数の住居を一括的に管理・支援が可能。また家賃も安価で利用しやすい。関係省庁との連携・調整が重要。消防署への自動通報、スプリンクラーの設置等、特に消防法との調整を進める必要がある。

○理由

論点 D-5-3) また、公営住宅が質量共に不足する現実がある中で、障害がある人のアパートなどの一般住宅の確保の為にどのような対応が必要か？（家賃等の軽減策や借り上げ型賃貸住宅等）

○結論

家賃の補助制度は必要である。

○理由

論点 D-5-4) 居住サポート事業の評価とさらに必要とされる機能・役割にどのようなことが

あるか？

○結論

○理由

論点 D-5-5) グループホームとケアホームについて、現状の問題点は何か？また今後のあり方をどう考えるか？

○結論

障害程度区分に関係なく、全ての住居に夜間世話人を配置する。また日中活動・就労している入居者が体調不調や年休取得のために、日中ホームで過ごす場合の支援する世話人が配置できるよう、世話人、生活支援員の大幅な報酬アップを行ない雇用の安定・継続を図ること。当面、高齢者のグループホーム並みに。特に、夜間支援体制の強化が急務の課題である。

病気等でホームで生活ができなくなった場合の受入・支援体制の整備。火災等、緊急時の対応。

○理由

夜間世話人不在の状況での火災や緊急時の対応。ホームの火災での悲惨な報道を見るたびに、常に同様の不安が脳裏をよぎる。

土・日祝日に世話人が配置できないとの理由で、親元(自宅)に帰省させているホームがあるのが実態である。

非常勤でしかも交代が相次ぐ中で、継続した支援が困難。利用者の精神面での不安定の大きな原因にもなっている。

入所施設等のバックアップ施設がある場合は、何とか緊急(一時的)な支援・受け止めは可能だが、通所施設の場合は困難。

消防法の改正で、一定の設備基準は示され随時改善してきているが、夜間世話人が不在の住居は不安でたまらない。

<項目 D-6 権利擁護支援等>

論点 D-6-1) 「本人が必要とする支援を受けた自己選択、自己決定、地域生活」を実現していくためには、どのようなサービス体系が必要と考えるか？

○結論

支給決定プロセスでの「不服申し立ての手続き」については、制度を利用しやすくするために、手続きの簡素化が必要であり、「障害当事者の不服申し立ての真意・苦しみ」をしっかりと受け止め、願いに応えて行く人権尊重を優先した対応が必要である。

また、成年後見人制度を利用する費用の個別給付化を図る。

○理由

論点 D-6-2) 権利擁護を推進していくためにはどのような体制が必要か？相談支援やエンパワメントの事業化についてどう考えるか？

○結論

聴覚障害者情報提供施設の機能の充実、および各相談支援センターや地域生活自立支援協議会に聴覚障害者当事者の参加を義務付ける必要がある。

単に通訳や情報提供ができる相談員やピアカウンセラーでなく、幅広いサービスを活用・調整(ケアマネジメント)できる人材が必要であり、そのための人材育成(研修)が必要である。

○理由

論点 D-6-3) サービスの質の確保等のための苦情解決と第三者評価の仕組みについてどう考えるか？

○結論

○理由

<項目 D-7 その他>

論点 D-7-1) 「分野 D 支援（サービス）体系」についてのその他の論点及び意見

○結論

○理由

(分野 E 地域移行)

<項目 E-1 地域移行の支援、並びにその法定化>

論点 E-1-1) 条約では、「特定の生活様式を義務づけられないこと」とあるが、これを確保するためにはどのようなことが課題にあるか？また、地域移行の法定化についてどう考えるか？

○結論

多様な障害者が地域で安定した生活をするために必要なサービス・ニーズの実態調査を行ない、「地域移行システム・モデル」を作成する必要がある。

○理由

【論点 E-1-2】 入所施設や病院からの地域移行に関して具体的な期限や数値目標、プログラムなどを定めることは必要か？

○結論

入所が必要な障害者がいる現実を踏まえた論議が必要である。（入所施設の実態調査を早急に実施すべき）。重度のろう重複障害者の場合、同じコミュニケーション手段を持つ集団が確保されなくてはならない。

地域移行を進める上で、ろう重複障害者が安心して利用できるケアホーム、通所施設がなければ孤立し、ろう集団の中での成長の機会を奪ってしまうことになる。

○理由

【論点 E-1-3】 地域移行を進めるために、ピアサポートや自立体験プログラムなどをどのように整備・展開していくべきか？

○結論

ろう重複障害者の地域移行および安定した豊かな地域生活を営むうえで、必要なサービスの在り方について検討し、「地域移行モデル」の作成をおこなう。

○理由

【論点 E-1-4】 長期入院・入所の結果、保証人を確保できず地域移行が出来ない人への対応として、どのような公的保証人制度が必要か？

○結論

○理由

【論点 E-1-5】 地域移行をする人に必要な財源が給付されるような仕組みは必要か？また、どのようなものであるべきか？

○結論

住宅の家賃補助制度の創設、家財等の購入費の助成制度を設ける

○理由

【論点 E-1-6】 地域移行における、入所施設や病院の役割、機能をどう考えるか？

○結論

- ・ 人格と尊厳を取り戻し、自立にむけた生活力とエネルギーを養う。
- ・ 長期の入所施設や入院生活で失った地域生活のイメージづくりにむけて、日々の学習や宿泊体験等をおこなう。
- ・ 安定した地域生活の継続のために、病気期間中や退院後の健康管理や服薬の指導等をおこなう。

○理由

＜項目 E-2 社会的入院等の解消＞

論点 E-2-1) 多くの社会的入院を抱える精神科病床からや、入所施設からの大規模な地域移行を進める為に、何らかの特別なプロジェクトは必要か？

○結論

まず、入所施設の利用者の実態調査を行ない、今後の役割・機能を検証し、必要な部分にはこれまで以上に改善、予算措置を行なう。

○理由

論点 E-2-2) 現実に存続する「施設待機者」「再入院・入所」問題にどのように取り組むべきか？

○結論

待機者の実態調査をおこなう。施設等の待機・入所希望の理由を踏まえ、真に施設入所が必要か、それともケアホームや通所施設等の在宅のサービス利用が必要かを検討する。待機者の実態調査を踏まえて、今後の入所施設の役割・機能を整理する。

○理由

論点 E-2-3) また、「施設待機者」「再入院・入所」者への実態調査と、何があればそうならないかのニーズ把握は、具体的にどのように行えばよいのか？

○結論

○理由

論点 E-2-4) 上記の調査を具体的な施策に活かすためには、どのようなシステムを構築すべきか？

○結論

○理由

論点 E-2-5) スウェーデンでは 1990 年代初頭の改革で一定期間以上の社会的入院・入所の費用は市町村が持つような制度設計にした為、社会資源の開発が一挙に進んだ。我が国でもそのような強力なインセンティブを持った政策が必要か？ 必要とすればどのようなものにすべきか？

○結論

○理由

＜項目 E-3 その他＞

論点 E-3-1) 「分野 E 地域移行」についてのその他の論点及び意見

○結論

地域移行、暮らしの場をグループホーム、ケアホームに限定することなく、入所施設(生活施設)の役割・機能も併せてしっかり検証すること。

本当に重度障害者の暮らしをどう守るのか、これまで果たしてきた入所施設の役割を検証する必要がある。

○理由

(分野 F 地域生活の資源整備)

＜項目 F-1 地域生活資源整備のための措置＞

論点 F-1-1) 地域間格差を解消するために、社会資源の少ない地域に対してどのような重点的な施策を盛り込むべきか？

○結論

国の責務による都道府県で最低必要な社会資源の目標についてガイドラインを設定し整備にあたっての国・地方自治体の財政負担を増やすことが必要である。

そのうえで、地方公共団体がヘルパーや手話通訳者などの専門職を配置し支援にあたるべきである。

○理由

論点 F-1-2) どの地域であっても安心して暮らせるためのサービス、支援を確保するための財源の仕組みをどう考えるか？

○結論

○理由

【論点 F-1-3】 地域移行や地域間格差の解消を図るため、地域生活資源整備に向けた、かつての「ゴールドプラン」「障害者プラン：ノーマライゼーション7カ年戦略」のような国レベルのプランが必要か？あるいは何らかの時限立法を制定する必要があるか？

○結論

グループホーム・ケアホームの絶対数が極めて不足している。国レベルでの目標の再確認と財政投資が必要である。

○理由

【論点 F-1-4】 現行の都道府県障害福祉計画及び市町村障害福祉計画についてどう評価するか？また、今後のあり方についてどう考えるか？

○結論

ろう重複障害者の福祉(社会資源の整備・サービス利用等)が非常に貧弱である。都道府県障害福祉計画の中で積極的に設定し推進すべきである。

○理由

<項目 F-2 自立支援協議会>

【論点 F-2-1】 自立支援協議会の法定化についてどう考えるか？また、その地域における解決が困難な問題を具体的に解決する機関として、どのように位置づけるべきか？

○結論

自立支援協議会で社会資源の開発、地域生活のための基盤整備等についての政策提言をおこなう。聴覚障害者が利用できる社会資源の整備が進めよう、自立支援協議会の委員の中に、聴覚障害者当事者の参加を義務付けること。

○理由

【論点 F-2-2】 自立支援協議会の議論から社会資源の創出につなげるために、どのような財源的な裏打ちが必要か？

○結論

自立支援協議会から提言された項目は、その地域で必要な制度を関係者・当事者を含めて確認したものであり、国・地方自治体に優先的な予算配分を講じるような財政上の優先順位が必要である。

○理由

論点 F-2-3) 障害者福祉の推進には、一般市民の理解と参加が重要であるが、それを促す仕組みを自立支援協議会の取り組み、あるいはその他の方法で、法律に組み込めるか？

○結論

○理由

＜項目 F-3 長時間介護等の保障＞

論点 F-3-1) どんなに重い障害があっても地域生活が可能になるために、市町村や圏域単位での「満たされていないニーズ」の把握や社会資源の創出方法はどうすればよいか？

○結論

○理由

論点 F-3-2) 24 時間介護サービス等も含めた長時間介護が必要な人に必要量が供給されるために、市町村や圏域単位での支援体制はどのように構築されるべきか？

○結論

○理由

＜項目 F-4 義務的経費化と国庫負担基準＞

論点 F-4-1) 障害者自立支援法では「在宅サービスも含めて義務的経費化」とされたが、国庫負担基準の範囲内にとどまっている。そのため、国庫負担基準が事実上のサービスの上限になっている自治体が多いと指摘する声がある。このことに関する評価と問題解決についてどう考えるか？

○結論

○理由

＜項目 F-5 国と地方の役割＞

論点 F-5-1) 現在、障害者制度改革の中では、「施設・病院から地域生活への転換」「どの地

域であっても安心して暮らせる」方向が目指されている。一方、地域主権改革では「現金給付は国、サービス給付は地方」との一括交付金化の考えが示されている。障害者福祉サービスに関して国と地方の役割をどう考えるか？

○結論

○理由

論点 F-5-2) 障害者権利条約の第 19 条を受けて、推進会議では「地域生活の権利の明文化」を求める意見が多数であった。地域の実情や特色にあったサービス提供と、この「地域生活の権利」を担保していくためのナショナルミニマムのあり方についてどう考えるか？

○結論

○理由

<項目 F-6 その他>

論点 F-6-1) 「分野 F 地域生活の資源整備」についてのその他の論点及び意見

○結論

○理由